# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 10 | 介護保険関連事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊方町は、介護保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

愛媛県伊方町長

## 公表日

令和3年9月1日

［平成31年1月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 介護保険関連事務 |
| ②事務の概要 | 【事務の概要】<br>介護保険法及び関係する法令等に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。<br><br>【事務の内容】<br>①申請書や届出書の受理に関する事務<br>②保険料賦課や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会に関する事務<br>③年金からの特別徴収対象者の確認に関する事務<br>④被保険者の資格記録管理に関する事務<br>⑤被保険者の給付実績管理に関する事務<br>⑥保険料の徴収及び給付制限に関する事務 |
| ③システムの名称 | 介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 資格ファイル、認定ファイル、受給ファイル、給付ファイル、賦課ファイル、収滞納ファイル、収納消込ファイル、滞納整理ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）<br>・第9条第1項（利用範囲）及び別表第一68の項<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）<br>・第50条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項）<br>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険法(中略)の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項（46、83、95の項）<br>：第三欄（情報提供者）に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等を含む項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法令による給付の支給に関する情報」等が含まれる項であってそれぞれ他の法令で「市町村」、「介護給付関係情報」が定められている項（5、17、22、43、81、97、109の項）<br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>：第一欄（情報照会者）に「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項（93、94の項）<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。）<br>：上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 保健福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 保健福祉課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 〒796-0301<br>愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1<br>伊方町役場　総務課<br>TEL:0894-38-0211 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 〒796-0301<br>愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1<br>伊方町役場　総務課<br>TEL:0894-38-0211 |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | |
|---|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 時点 | |

| 2. 取扱者数 | | | |
|---|---|---|---|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 時点 | |

| 3. 重大事故 | | |
|---|---|---|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ　リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [　　基礎項目評価書　　] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[　]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[　]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[　]接続しない（入手）** | **[　]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 監査** | | |
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査 | |
| **9. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年1月18日 | Ⅰ関連情報<br>5.評価実施機関における担当部署<br>②部署 | 保健介護課 | 保健福祉課 | 事後 | |
| 平成29年1月18日 | Ⅰ関連情報<br>5.評価実施機関における担当部署<br>②所属長 | 保健介護課長　橋本泰彦 | 保健福祉課長　橋本泰彦 | 事後 | |
| 令和1年6月20日 | Ⅰ関連情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 介護保険システム | 介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー | 事後 | |
| 令和1年6月20日 | Ⅰ関連情報<br>3．個人番号の利用<br>法令上の根拠 | （別表第二における情報提供の根拠）<br>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、88、90、94、95、117の項）<br>：第三欄（情報提供者）に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等を含む項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法令による給付の支給に関する情報」等が含まれる項であってそれぞれ他の法令で「市町村」、「介護給付関係情報」が定められている項（5、17、22、43、81、97、106、109の項） | （別表第二における情報提供の根拠）<br>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項）<br>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険法（中略）の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項（46、83、95の項）<br>：第三欄（情報提供者）に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等を含む項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法令による給付の支給に関する情報」等が含まれる項であってそれぞれ他の法令で「市町村」、「介護給付関係情報」が定められている項（5、17、22、43、81、97、109の項） | 事後 | |
| 令和1年6月20日 | Ⅰ関連情報<br>5.評価実施機関における担当部署<br>②所属長 | 保健福祉課長　橋本泰彦 | 保健福祉課長 | 事後 | 様式改正に伴う修正 |
| 令和1年6月20日 | Ⅱ閾値判断項目<br>1．対象人数<br>いつの時点の計数か | 平成27年2月28日 時点 | 令和1年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月20日 | Ⅱ閾値判断項目<br>2．取扱者数<br>いつの時点の計数か | 平成27年2月28日 時点 | 令和1年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | Ⅳリスク対策 | | （項目追加） | 事後 | 様式改正に伴う追加 |
| 令和3年9月1日 | Ⅰ関連情報<br>4情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 | ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う修正 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |